資 料 8

令和６年度

騒　音　調　査　結　果

令和７年１２月

福　　島　　県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。
なお、各表中の割合（%）の合計と内訳は、端数処理の関係で一致していない場合があります。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
Ⅰ	福島空港航空機騒音調査	環境基本法	福島県
Ⅱ	自動車騒音の常時監視調査	騒音規制法	福島県、市
Ⅲ	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
Ⅳ	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

Ⅰ　福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第１６条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況をとりまとめたものです。
環境基準の類型指定地域内の４地点で各４季節、合計１６回の測定を行い、いずれの季節毎及び年間平均値とも、環境基準（６２デシベル以下）を達成しました。

１　調査の概要

(1) 調査時期
①春　季：令和６年５月　　②夏　季：令和６年７月
③秋　季：令和６年１０月　　④冬　季：令和７年１月

(2) 調査機関
福島県

(3) 調査地点
環境基準の類型指定地域内の４地点（図－１）
①滑走路北側延長線方向　１地点（須賀川市）
②滑走路南側延長線方向　３地点（玉川村２地点、石川町１地点）

(4) 調査方法
「航空機騒音に係る環境基準について（昭和４８年環境庁告示第１５４号）」に基づき、自動測定装置を用いて、連続７日間の騒音測定を行いました。
評価にあたっては、１日ごとの L_{den} を求め、各地点の L_{den} 値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

２　調査結果の概要

３市町村の４地点について、季節毎の測定結果は 44～55 デシベルの範囲であり、年間平均値は 44～50 デシベルの範囲でした（表－１）。

表－１　令和６年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定時期	騒音発生回数	騒音の測定結果 L_{den} (dB)	年間平均値 L_{den} (dB)	環境基準 L_{den} (dB)
①	須賀川市 雨田地区	春季	128	44	44	Ⅱ類型 ６２以下
		夏季	62	44		
		秋季	137	45		
		冬季	139	44		
②	玉川村 吉地区	春季	102	46	47	
		夏季	164	46		
		秋季	169	48		
		冬季	206	47		
③	玉川村 川辺地区	春季	88	47	48	
		夏季	108	47		
		秋季	134	49		
		冬季	150	47		
④	石川町 中野地区	春季	71	45	50	
		夏季	93	45		
		秋季	156	55		
		冬季	100	45		

（注）騒音の測定結果は、１日ごとの L_{den} をパワー平均したものです。

参　考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和４８年環境庁告示第１５４号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 L_{den}（dB）	当てはめる地域
Ⅰ	57dB以下	専ら住居の用に供される地域
Ⅱ	62dB以下	類型Ⅰ以外の地域であって､通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成１７年福島県告示第４６９号により、福島空港の周辺地域を類型Ⅱとして指定しました。

■時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した１日の等価騒音レベル。
評価については、算式アにより１日ごとのL_{den}を算出し、全測定日のL_{den}について算式イによりパワー平均値を算出する。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

（注)i、j及びk：各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目
$L_{AE,di}$：午後７時から午前７時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}
$L_{AE,ej}$：午前７時から午後１０時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}
$L_{AE,nk}$：午前０時から午前７時まで及び午後１０時から午後１２時までの時
間帯におけるk番目のL_{AE}
T_0：基準化時間（１秒）
T：観測１日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

（注）N：測定日数
$L_{den,i}$とは、測定日のうちｉ日目の測定日のL_{den}をいう。

地点番号	調査地点
①	須賀川市雨田地区
②	玉川村吉地区
③	玉川村川辺地区
④	石川町中野地区

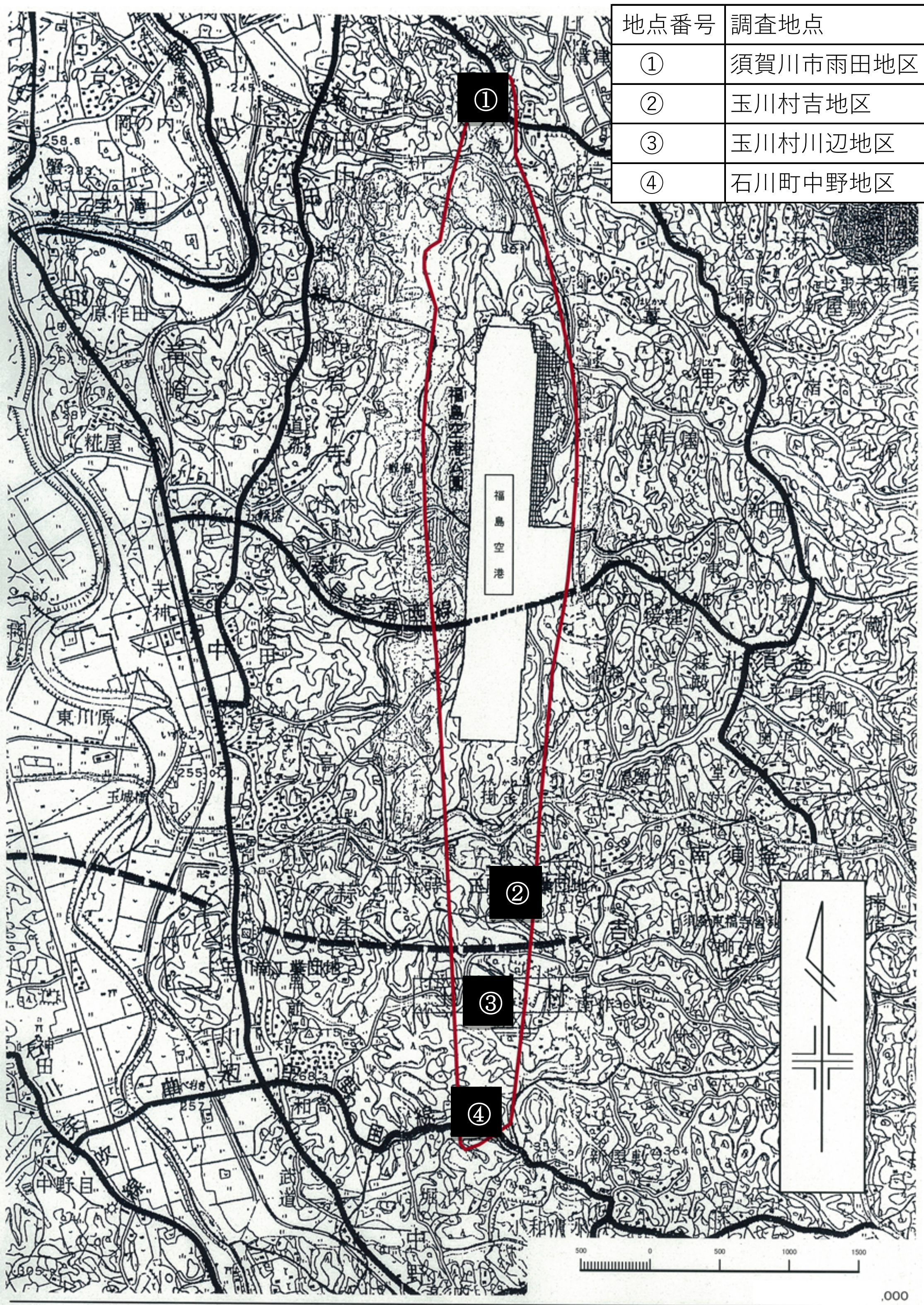

(注)航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。
ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号　平18総複、第1033号)

図－1　福島空港周辺の騒音測定地点図

Ⅱ　自動車騒音の常時監視調査結果

環境基本法第 16 条に基づく騒音に係る環境基準※（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において、騒音規制法第 18 条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視調査結果について、同法第 19 条に基づき公表します。また、県内の市が実施した同調査について、報告のあった 11 市の調査結果も併せて公表します。

評価対象の11市１町１村の283路線1047区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等79,311戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは77,812戸で、達成率は98.1%でした。道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、94.4%となっています。

１　調査の概要

(1) 調査及び評価年度

令和６年９月から令和７年１月

(2) 調査機関

福島県（西郷村及び石川町における調査）、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、本宮市

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）」に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

(4) 評価方法

(3)の調査結果に基づき、道路端から 50m の範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

２　調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数79,311戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは、77,812戸（達成率98.1%）でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準※が適用される地域（近接空間）において、両時間帯で環境基準を達成したのは30,537戸のうち29,677戸（達成率97.2%）でした。一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準が適用されない地域（非近接空間）において、両時間帯で環境基準を達成したのは48,774戸のうち48,135戸（達成率98.7%）となっています。

詳細は、表２－１及び表２－２のとおりです。

※「騒音に係る環境基準」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」についてはP.９２の参考を参照してください。

表２－１　環境基準達成状況

市町村名	区分	評価区間内戸数	環境基準達成状況（単位　上段：戸、下段：%）		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
福島市	全　　体	9,212	8,831 (95.9)	325 (3.5)	56 (0.6)
	近接空間	3,400	3,110 (91.5)	262 (7.7)	28 (0.8)
	非近接空間	5,812	5,721 (98.4)	63 (1.1)	28 (0.5)
会津若松市	全　　体	6,653	6,606 (99.3)	16 (0.2)	31 (0.5)
	近接空間	2,247	2,227 (99.1)	7 (0.3)	13 (0.6)
	非近接空間	4,406	4,379 (99.4)	9 (0.2)	18 (0.4)
郡山市	全　　体	21,794	21,390 (98.1)	119 (0.5)	285 (1.3)
	近接空間	8,297	8,107 (97.7)	53 (0.6)	137 (1.7)
	非近接空間	13,497	13,283 (98.4)	66 (0.5)	148 (1.1)
いわき市	全　　体	14,720	14,441 (98.1)	57 (0.4)	222 (1.5)
	近接空間	5,267	5,097 (96.8)	28 (0.5)	142 (2.7)
	非近接空間	9,453	9,344 (98.8)	29 (0.3)	80 (0.8)
白河市	全　　体	5,292	5,223 (98.7)	35 (0.7)	34 (0.6)
	近接空間	2,251	2,220 (98.6)	27 (1.2)	4 (0.2)
	非近接空間	3,041	3,003 (98.8)	8 (0.3)	30 (1.0)
須賀川市	全　　体	5,180	5,039 (97.3)	55 (1.1)	86 (1.7)
	近接空間	2,275	2,211 (97.2)	17 (0.7)	47 (2.1)
	非近接空間	2,905	2,828 (97.3)	38 (1.3)	39 (1.3)
喜多方市	全　　体	2,614	2,614 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	近接空間	1,135	1,135 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	非近接空間	1,479	1,479 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

市町村名	区分	評価区間内戸数	環境基準達成状況（単位　上段：戸、下段：%）		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
相馬市	全　体	2,949	2,945 (99.9)	3 (0.1)	1 (0.0)
	近接空間	1,148	1,147 (99.9)	1 (0.1)	0 (0.0)
	非近接空間	1,801	1,798 (99.8)	2 (0.1)	1 (0.1)
二本松市	全　体	4,216	4,123 (97.8)	24 (0.6)	69 (1.6)
	近接空間	1,727	1,694 (98.1)	11 (0.6)	22 (1.3)
	非近接空間	2,489	2,429 (97.6)	13 (0.5)	47 (1.9)
南相馬市	全　体	2,535	2,527 (99.7)	8 (0.3)	0 (0.0)
	近接空間	951	946 (99.5)	5 (0.5)	0 (0.0)
	非近接空間	1,584	1,581 (99.8)	3 (0.2)	0 (0.0)
本宮市	全　体	2,173	2,173 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	近接空間	874	874 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	非近接空間	1,299	1,299 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
西郷村	全　体	515	470 (91.3)	45 (8.7)	0 (0.0)
	近接空間	188	155 (82.4)	33 (17.6)	0 (0.0)
	非近接空間	327	315 (96.3)	12 (3.7)	0 (0.0)
石川町	全　体	1,458	1,430 (98.1)	5 (0.3)	23 (1.6)
	近接空間	777	754 (97.0)	5 (0.6)	18 (2.3)
	非近接空間	681	676 (99.3)	0 (0.0)	5 (0.7)
合計	全　体	79,311	77,812 (98.1)	692 (0.9)	807 (1.0)
	近接空間	30,537	29,677 (97.2)	449 (1.5)	411 (1.3)
	非近接空間	48,774	48,135 (98.7)	243 (0.5)	396 (0.8)

表２－２　非近接空間における環境基準の類型別の環境基準達成状況

市町村名	騒音に係る環境基準の類型	評価区間内戸数	環境基準達成状況（単位　上段：戸、下段：％） 昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
福島市	Ａ類型	596	557 （ 93.5 ）	14 （ 2.3 ）	25 （ 4.2 ）
	Ｂ，Ｃ類型	4,322	4,277 （ 99.0 ）	44 （ 1.0 ）	1 （ 0.0 ）
	類型なし	894	887 （ 99.2 ）	5 （ 0.6 ）	2 （ 0.2 ）
会津若松市	Ａ類型	200	188 （ 94.0 ）	5 （ 2.5 ）	7 （ 3.5 ）
	Ｂ，Ｃ類型	4,085	4,072 （ 99.7 ）	3 （ 0.1 ）	10 （ 0.2 ）
	類型なし	121	119 （ 98.3 ）	1 （ 0.8 ）	1 （ 0.8 ）
郡山市	Ａ類型	1,937	1,817 （ 93.8 ）	34 （ 1.8 ）	86 （ 4.4 ）
	Ｂ，Ｃ類型	10,842	10,761 （ 99.3 ）	28 （ 0.3 ）	53 （ 0.5 ）
	類型なし	718	705 （ 98.2 ）	4 （ 0.6 ）	9 （ 1.3 ）
いわき市	Ａ類型	1,340	1,316 （ 98.2 ）	2 （ 0.1 ）	22 （ 1.6 ）
	Ｂ，Ｃ類型	8,111	8,026 （ 99.0 ）	27 （ 0.3 ）	58 （ 0.7 ）
	類型なし	2	2 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）
白河市	Ａ類型	113	113 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）
	Ｂ，Ｃ類型	2,074	2,037 （ 98.2 ）	8 （ 0.4 ）	29 （ 1.4 ）
	類型なし	854	853 （ 99.9 ）	0 （ 0.0 ）	1 （ 0.1 ）
須賀川市	Ａ類型	341	341 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）
	Ｂ，Ｃ類型	1,634	1,562 （ 95.6 ）	37 （ 2.3 ）	35 （ 2.1 ）
	類型なし	930	925 （ 99.5 ）	1 （ 0.1 ）	4 （ 0.4 ）
喜多方市	Ａ類型	84	84 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）
	Ｂ，Ｃ類型	1,390	1,390 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）
	類型なし	5	5 （ 100.0 ）	0 （ 0.0 ）	0 （ 0.0 ）

市町村名	騒音に係る環境基準の類型	評価区間内戸数	環境基準達成状況（単位　上段：戸、下段：%）		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
相馬市	A類型	70	70 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B，C類型	1,003	1,003 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	類型なし	728	725 (99.6)	2 (0.3)	1 (0.1)
二本松市	A類型	68	68 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B，C類型	1,106	1,061 (95.9)	9 (0.8)	36 (3.3)
	類型なし	1,315	1,300 (98.9)	4 (0.3)	11 (0.8)
南相馬市	A類型	282	281 (99.6)	1 (0.4)	0 (0.0)
	B，C類型	1,279	1,277 (99.8)	2 (0.2)	0 (0.0)
	類型なし	23	23 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
本宮市	A類型	15	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	B，C類型	624	624 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	類型なし	660	660 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
西郷村	A類型	0	0 ―	0 ―	0 ―
	B，C類型	240	229 (95.4)	11 (4.6)	0 (0.0)
	類型なし	87	86 (98.9)	1 (1.1)	0 (0.0)
石川町	A類型	45	43 (95.6)	0 (0.0)	2 (4.4)
	B，C類型	383	382 (99.7)	0 (0.0)	1 (0.3)
	類型なし	253	251 (99.2)	0 (0.0)	2 (0.8)
合計	A類型	5,091	4,893 (96.1)	56 (1.1)	142 (2.8)
	B，C類型	37,093	36,701 (98.9)	169 (0.5)	223 (0.6)
	類型なし	6,590	6,541 (99.3)	18 (0.3)	31 (0.5)

※類型区分のない住居については、B類型の環境基準を当てはめて評価した

また、近接空間の評価区間内 30,537 戸のうち、環境基準を達成したのは昼間が 29,998 戸（達成率 98.2%）、夜間が 29,805 戸（達成率 97.6%）でした。また、非近接空間の評価区間内 48,774 戸のうち、環境基準を達成したのは昼間が 48,309 戸（達成率 99.0%）、夜間が 48,204 戸（達成率 98.8%）でした。（表２－３）

近接空間、非近接空間ともに、昼間に比べ夜間の達成率が低い状況でした。

表２－３　時間帯別の環境基準達成状況

市町村名	環境基準達成戸数 （単位　上段：戸、下段：%）					
	近接空間			非近接空間		
	評価区間内戸数	昼	夜	評価区間内戸数	昼	夜
福島市	3,400	3,299 (97.0)	3,183 (93.6)	5,812	5,770 (99.3)	5,735 (98.7)
会津若松市	2,247	2,227 (99.1)	2,234 (99.4)	4,406	4,385 (99.5)	4,382 (99.5)
郡山市	8,297	8,126 (97.9)	8,141 (98.1)	13,497	13,302 (98.6)	13,330 (98.8)
いわき市	5,267	5,124 (97.3)	5,098 (96.8)	9,453	9,370 (99.1)	9,347 (98.9)
白河市	2,251	2,240 (99.5)	2,227 (98.9)	3,041	3,011 (99.0)	3,003 (98.8)
須賀川市	2,275	2,228 (97.9)	2,211 (97.2)	2,905	2,866 (98.7)	2,828 (97.3)
喜多方市	1,135	1,135 (100.0)	1,135 (100.0)	1,479	1,479 (100.0)	1,479 (100.0)
相馬市	1,148	1,147 (99.9)	1,148 (100.0)	1,801	1,798 (99.8)	1,800 (99.9)
二本松市	1,727	1,705 (98.7)	1,694 (98.1)	2,489	2,442 (98.1)	2,429 (97.6)
南相馬市	951	951 (100.0)	946 (99.5)	1,584	1,584 (100.0)	1,581 (99.8)
本宮市	874	874 (100.0)	874 (100.0)	1,299	1,299 (100.0)	1,299 (100.0)
西郷村	188	188 (100.0)	155 (82.4)	327	327 (100.0)	315 (96.3)
石川町	777	754 (97.0)	759 (97.7)	681	676 (99.3)	676 (99.3)
合計	30,537	29,998 (98.2)	29,805 (97.6)	48,774	48,309 (99.0)	48,204 (98.8)

＊昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

さらに、道路種類別で昼・夜ともに環境基準を達成したのは、高速自動車国道が評価区間内 1,492 戸のうち 1,427 戸（達成率 95.6%）、一般国道が評価区間内 22,786 戸のうち 21,507 戸（達成率 94.4%）、県道が評価区間内 50,501 戸のうち 50,254 戸（達成率 99.5%）、市町村道が評価区間内 6,897 戸のうち 6,895 戸（達成率 100.0%）であり、一般国道の達成率が最も低い状況でした。（表２－４）

表２－４　道路種類別の環境基準達成状況

市町村名	道路の種類	評価区間内戸数	環境基準達成状況（単位　上段：戸、下段：%）昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
福島市	高速自動車国道	442	406 (91.9)	8 (1.8)	28 (6.3)
	一般国道	4,306	4,046 (94.0)	233 (5.4)	27 (0.6)
	県道	4,747	4,647 (97.9)	99 (2.1)	1 (0.0)
会津若松市	高速自動車国道	29	28 (96.6)	0 (0.0)	1 (3.4)
	一般国道	3,466	3,426 (98.8)	10 (0.3)	30 (0.9)
	県道	3,260	3,249 (99.7)	8 (0.2)	3 (0.1)
郡山市	高速自動車国道	353	347 (98.3)	1 (0.3)	5 (1.4)
	一般国道	5,345	4,995 (93.5)	107 (2.0)	243 (4.5)
	県道	10,899	10,818 (99.3)	23 (0.2)	58 (0.5)
	市町村道	5,923	5,921 (100.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
いわき市	高速自動車国道	156	139 (89.1)	16 (10.3)	1 (0.6)
	一般国道	3,038	2,781 (91.5)	37 (1.2)	220 (7.2)
	県道	11,864	11,851 (99.9)	6 (0.1)	7 (0.1)
白河市	高速自動車国道	36	36 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	2,152	2,083 (96.8)	35 (1.6)	34 (1.6)
	県道	2,955	2,954 (100.0)	1 (0.0)	0 (0.0)
	市町村道	276	276 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

市町村名	道路の種類	評価区間内戸数	環境基準達成状況 (単位　上段：戸、下段：%)		
			昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが非達成	昼・夜とも非達成
須賀川市	高速自動車国道	271	271 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	655	527 (80.5)	42 (6.4)	86 (13.1)
	県道	3,824	3,807 (99.6)	16 (0.4)	1 (0.0)
	市町村道	698	698 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
喜多方市	一般国道	868	868 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	県道	1,800	1,800 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
相馬市	一般国道	813	810 (99.6)	2 (0.2)	1 (0.1)
	県道	2,251	2,247 (99.8)	3 (0.1)	1 (0.0)
二本松市	高速自動車国道	90	85 (94.4)	2 (2.2)	3 (3.3)
	一般国道	1,148	1,056 (92.0)	22 (1.9)	70 (6.1)
	県道	3,146	3,129 (99.5)	5 (0.2)	12 (0.4)
南相馬市	一般国道	80	73 (91.3)	7 (8.8)	0 (0.0)
	県道	2,583	2,582 (100.0)	1 (0.0)	0 (0.0)
本宮市	高速自動車国道	31	31 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	326	326 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	県道	1,826	1,826 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
西郷村	高速自動車国道	84	84 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般国道	263	218 (82.9)	45 (17.1)	0 (0.0)
	県道	174	172 (98.9)	2 (1.1)	0 (0.0)
石川町	一般国道	326	298 (91.4)	5 (1.5)	23 (7.1)
	県道	1,172	1,172 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	高速自動車国道	1,492	1,427 (95.6)	27 (1.8)	38 (2.5)
	一般国道	22,786	21,507 (94.4)	545 (2.4)	734 (3.2)
	県道	50,501	50,254 (99.5)	164 (0.3)	83 (0.2)
	市町村道	6,897	6,895 (100.0)	1 (0.0)	1 (0.0)

※達成率は小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位まで記載。

参　考　〔騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）〕

騒音に係る環境基準　（単位：デシベル）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">地　域　の　類　型</td><td colspan="2">時　間　の　区　分</td></tr>
<tr><td>昼　間</td><td>夜　間</td></tr>
<tr><td>6:00～22:00</td><td>22:00～6:00</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一般の
地　域</td><td>ＡＡ（特に静穏を要する地域）</td><td>５０以下</td><td>４０以下</td></tr>
<tr><td>Ａ（専ら住居の用に供される地域）</td><td rowspan="2">５５以下</td><td rowspan="2">４５以下</td></tr>
<tr><td>Ｂ（主として住居の用に供される地域）</td></tr>
<tr><td>Ｃ（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）</td><td>６０以下</td><td>５０以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路に
面する
地　域</td><td>Ａ地域のうち、２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>６０以下</td><td>５５以下</td></tr>
<tr><td>Ｂ地域のうち、２車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域</td><td>６５以下</td><td>６０以下</td></tr>
</table>

（注）本県では類型ＡＡの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準　（単位：デシベル）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">該　当　地　域</td><td colspan="2">時　間　の　区　分</td></tr>
<tr><td>昼　間</td><td>夜　間</td></tr>
<tr><td>6:00～22:00</td><td>22:00～6:00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</td><td>２車線以下の道路の端から１５ｍ</td><td rowspan="2">７０以下</td><td rowspan="2">６５以下</td></tr>
<tr><td>２車線を超える道路の端から２０ｍ</td></tr>
</table>

（注）幹線交通を担う道路とは、道路法第３条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第２条第８項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１号に規定する自動車専用道路をいいます。

Ⅲ　環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型を当てはめる地域を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況をとりまとめたものです。

調査を実施した８市１町47地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、８市１町46地点であり、達成率は97.9%でした。

１　調査の概要

(1) 調査時期

令和６年４月～１２月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、南相馬市、本宮市、石川町

(3) 調査地点

環境基準の類型を当てはめる地域のうち、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点として 47 地点で実施しました。（表３－１）

表３－１　市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	12月	3	1	4	8
会津若松市	11, 12月	3	1	1	5
郡山市	4, 5, 7月	2	1	2	5
いわき市	7, 11, 12月	1	8	1	10
白河市	10月	1	0	1	2
二本松市	11月	1	1	1	3
南相馬市	10, 11月	3	2	5	10
本宮市	12月	0	0	1	1
石川町	12月	1	1	1	3
合　計		15	15	17	47

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づき、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の 6:00）について、JIS Z8731 に定める方法により原則として 24 時間連続で騒音測定を行い、Ｌeq（等価騒音レベル）を算出しました。

２　調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成した地点は47地点のうち46地点であり、達成率は97.9％でした。

また、地域類型別に両時間帯で環境基準を達成した地点をみると、Ｂ類型では15地点のうち14地点で達成しており、達成率は93.3%でした。また、Ａ類型及びＣ類型では全地点で達成しました。（表３－２）

表３－２　環境基準の達成状況

	調査地点数	昼・夜とも達成	昼・夜いずれかが非達成	昼・夜とも非達成
全　　体	47地点	46地点 (97.9%)	1地点 (2.1%)	0地点 (0.0%)
Ａ 類 型	15地点	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
Ｂ 類 型	15地点	14地点 (93.3%)	1地点 (6.7%)	0地点 (0.0%)
Ｃ 類 型	17地点	17地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)

さらに、時間帯別の達成状況をみると、Ｂ類型地域において、夜間に１地点で環境基準の非達成地点がありました。（表３－３）

表３－３　時間帯別環境基準達成状況

地域類型 ＼ 時間区分	Ａ　類　型		Ｂ　類　型		Ｃ　類　型	
	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成
昼　　間	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	17地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)
夜　　間	15地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	14地点 (93.3%)	1地点 (6.7%)	17地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)

別表1　令和６年度環境騒音（一般地域）　地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB) 環境基準 昼間	環境基準 夜間	測定結果 昼間	測定結果 夜間	代表的な騒音 昼間	代表的な騒音 夜間
1	福島市	渡利	12	A	第一種低層住居専用地域	55	45	42	37	1･5	1
2		南沢又	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	44	36	1･5	1
3		東浜町	12	B	第一種住居地域	55	45	45	38	1	1
4		大町	12	C	商業地域	60	50	47	41	1	1
5		郷野目	12	C	工業地域	60	50	52	45	1･2	1
6		黒岩	12	C	近隣商業地域	60	50	44	40	1	1
7		飯坂町	12	C	商業地域	60	50	46	37	1･5	1
8		蓬莱町	12	A	第二種低層住居専用地域	55	45	42	37	1	1
9	会津若松市	堤町	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	47	34	8	8
10		真宮新町南	11	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	45	37	8	8
11		河東町広田	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	50	41	8	8
12		古川町	11	B	第一種住居地域	55	45	46	39	8	8
13		門田町飯寺	12	C	工業地域	60	50	43	33	8	8
14	郡山市	朝日三丁目	4	B	第一種住居地域	55	45	50	***46***	1	1
15		喜久田町卸三丁目	5	C	準工業地域	60	50	54	48	1	1
16		清水台一丁目	5	C	商業地域	60	50	51	45	1･4	1
17		安積町長久保一丁目	7	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	45	39	5	5
18		緑ヶ丘東七丁目	5	A	第一種低層住居専用地域	55	45	46	38	4･5	5
19	いわき市	中央台鹿島一丁目	12	A	第一種低層住居専用地域	55	45	49	44	1･5	1･5
20		平下高久	11	B	市街地調整区域	55	45	49	40	1･5	1･5
21		平荒田目	11	B	市街地調整区域	55	45	49	43	1･5	1･5
22		小名浜大原六反田	12	B	第一種住居地域	55	45	48	43	1･5	1･5
23		渡辺町田部	12	B	市街地調整区域	55	45	48	41	1･5	1･5
24		泉町滝尻	12	B	第一種住居地域	55	45	50	45	1･5	1･5
25		金山町朝日台	12	B	市街地調整区域	55	45	42	40	1･5	1･5
26		錦町重殿	7	C	準工業地域	60	50	48	44	1･5	1･5
27		常磐湯本町栄田	12	B	第一種住居地域	55	45	52	42	1･5	1･5
28		四倉町狐塚	11	B	市街地調整区域	55	45	49	42	1･5	1･5
29	白河市	みさか二丁目	10	A	第一種低層住居専用地域	55	45	50	38	1･4	1･4
30		白坂勝多石	10	C	工業地域	60	50	43	39	1･3	1･3
31	二本松市	若宮一丁目	11	C	近隣商業地域	60	50	51	44	1	1
32		金色	11	B	第二種住居地域	55	45	51	43	1	1
33		表一丁目	11	A	第一種低層住居専用地域	55	45	47	38	1	1
34	南相馬市	鹿島区西町二丁目	10	B	第一種住居地域	55	45	45	33	8	8
35		鹿島区鹿島	10	C	近隣商業地域	60	50	42	33	8	8
36		原町区仲町二丁目	11	A	第一種低層住居専用地域	55	45	47	38	8	8
37		原町区桜井町一丁目	11	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	45	35	8	8
38		原町区栄町三丁目	11	C	商業地域	60	50	46	37	8	8
39		原町区大町二丁目	11	C	商業地域	60	50	40	32	8	8
40		原町区二見町一丁目	11	B	第一種住居地域	55	45	52	45	8	8
41		原町区旭町四丁目	11	C	準工業地域	60	50	46	43	8	8
42		小高区関場二丁目	10	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	47	41	8	8
43		小高区上町一丁目	10	C	近隣商業地域	60	50	57	49	8	8
44	本宮市	本宮鍛冶免	12	C	商業地域	60	50	45	41	1	1
45	石川町	大字塩沢	12	A	第一種低層住居専用地域	55	45	45	37	1･3･4･5	1･5
46		当町	12	B	第一種住居地域	55	45	43	37	1･4･5	1･4･5
47		南町	12	C	商業地域	60	50	45	38	1･4･5	1･4･5

（注）測定結果の**太字斜体**は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音　１：自動車音、２：自動車以外の道路音、３：工場・事業場音、４：家庭音、５：自然音
６：特殊音、７：その他、８：不特定音

Ⅳ　自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法第３条に基づき指定した騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、同法第１７条に基づく限度（以下「要請限度」※という。）の達成状況をとりまとめたものです。

要請限度が適用されない１地点を除いた調査地点 50 地点中、要請限度を超過した地点は、夜間で２地点ありました。

１　調査の概要

(1) 調査時期

令和６年５月～１２月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、本宮市、会津美里町、西郷村、石川町、富岡町（７市３町１村）

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル　地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（１日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、Ｌeq（等価騒音レベル）を算出しました。

(4) 調査地点

令和６年度における要請限度が適用となる調査地点の総数は50地点で、そのうち国道が26地点と全調査地点の52.0%となっています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表４－１のとおりです。

※「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度」については、P.１００の参考を参照してください。

表４－１　市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国　道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	2	2	0	12
会津若松市	5，11月	3	3	0	0	6
郡山市	10,11月	6(1)	0	2	1	9(1)
いわき市	5,7月	5	3	1	0	9
白河市	10月	2	1	0	0	3
二本松市	11月	0	0	3	0	3
本宮市	12月	0	0	1	0	1
会津美里町	11月	1	0	0	1	2
西郷村	11月	1	0	0	0	1
石川町	12月	1	1	0	1	3
富岡町	10月	0	0	0	2	2
合　計		27(1)	10	9	5	51(1)

（注）（ ）内は、要請限度が適用されない地点の内数を示す。

２　調査結果

指定地域内の 50 地点の調査結果（区分区域別、時間帯別、道路種類別の要請限度超過状況）は、それぞれ表４－２、表４－３、表４－４のとおりです。

要請限度超過は２地点で、国道及び町道の各１地点で夜間に要請限度を超過していました。

表４－２　区分区域別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	昼・夜とも要請限度以下	昼・夜いずれかが要請限度超過	昼・夜とも要請限度超過
全　体	50地点	48地点 (96.0%)	2地点 (4.0%)	0地点 (0.0%)
a 区域	5地点	4地点 (80.0%)	1地点 (20.0%)	0地点 (0.0%)
b 区域	22地点	22地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	23地点	22地点 (95.7%)	1地点 (4.3%)	0地点 (0.0%)

（注）要請限度が適用されない１地点を除く

表４－３　時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼　間	夜　間
全　　　体	50地点	0地点 (0.0%)	2地点 (4.0%)
a 区域	5地点	0地点 (0.0%)	1地点 (20.0%)
b 区域	22地点	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	23地点	0地点 (0.0%)	1地点 (4.3%)

（注）要請限度が適用されない３地点を除く

表４－４　道路種類別の要請限度超過状況

	国　　道	主要 地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	26地点	10地点	9地点	5地点	50地点
要請限度を 超過した地点数	1地点 (3.8%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)	1地点 (20.0%)	2地点 (4.0%)

（注）要請限度が適用されない１地点を除く

別表2　令和６年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	車線数	道路種別	道路端からの距離 (m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度 (dB)		環境基準類型	環境基準 (dB)		測定結果 (dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	松浪町	10	一般国道４号	5	国	3.3	3種	c	75	70	C	70	65	***74***	***69***
2		鳥谷野	10	一般国道４号	4	国	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	***74***	***72***
3		天神町	10	一般国道13号	4	国	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	***71***	***66***
4		泉	10	一般国道13号福島西道路	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
5		南中央二丁目	10	一般国道13号福島西道路	4	国	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
6		渡利	10	一般国道114号	4	国	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	60
7		舘ノ前	10	一般国道115号	4	国	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
8		方木田	10	一般国道115号	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	66	61
9		笹谷	10	福島・飯坂線	2	主	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	62	55
10		野田町一丁目	10	福島・吾妻・裏磐梯線	2	主	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	64	55
11		鎌田	10	飯坂・保原線	4	県	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	59
12		大森	10	南福島停車場線	4	県	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	***71***	65
13	会津若松市	一箕町亀賀	5	一般国道49号	4	国	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	70	63
14		一箕町亀賀	11	一般国道118号	4	国	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	66	58
15		館馬町	11	一般国道401号	4	国	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	56	46
16		花春町	11	会津若松・裏磐梯線	4	主	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	62	52
17		河東町南高野	5	会津坂下・河東線	2	主	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	64	60
18		河東町郡山	5	北山・会津若松線	2	主	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	57	46
19	郡山市	富田町字伊損田	11	東北自動車道	4	国	2.4	3種	c	75	70	C	70	65	63	59
20		富田町菱内	11	一般国道49号	4	国	4.3	3種	c	75	70	C	70	65	***72***	***67***
21		富田町権現林	11	一般国道49号	4	国	1.3	2種	b	75	70	B	70	65	***74***	***70***
22		喜久田町菖蒲池	11	一般国道49号	4	国	3.2	3種	c	75	70	C	70	65	***74***	***67***
23		喜久田町堀之内北原	11	一般国道49号	2	国	2.6	-	-	−	−	-	−	−	70	65
24		熱海町熱海6丁目	11	一般国道49号	2	国	5.5	1種	a	75	70	A	70	65	70	65
25		希望ヶ丘	10	河内郡山線	2	県	4.9	2種	b	75	70	B	70	65	62	55
26		東原1丁目	10	荒井郡山線	2	県	3.8	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
27		名郷田2丁目	10	伊賀河原柳作線	4	市	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	65	58
28	いわき市	山田町下田中	7	常磐自動車道	4	国	3.0	3種	b	75	70	B	70	65	69	***67***
29		内郷高野町板橋	7	磐越自動車道	4	国	6.0	3種	b	75	70	B	70	65	65	60
30		平中神谷字瀬戸	7	一般国道399号 (旧一般国道6号)	4	国	1.5	3種	c	75	70	C	70	65	***73***	***68***
31		好間町中好間字江添	5	一般国道49号 (平バイパス)	4	国	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	70	65
32		**平字正内町**	7	一般国道399号線	4	国	2.0	3種	c	75	70	C	70	65	68	64
33		**常磐上湯長谷町釜ノ前**	7	(主)いわき石川線	2	主	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	66	58
34		鹿島町船戸字五反田	7	(主)小名浜平線	4	主	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	66	59
35		錦町竹ノ花	7	(主)常磐勿来線	2	主	3.0	3種	c	75	70	C	70	65	64	61
36		平赤井字一の町	7	(一)赤井停車場線	2	県	3.0	3種	b	75	70	B	70	65	60	50
37	白河市	米村道北	10	一般国道４号	4	国	7.7	3種	c	75	70	C	70	65	70	***67***
38		南湖	10	一般国道289号	2	国	4.7	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
39		中田	10	白河石川線	2	主	3.6	2種	b	75	70	B	65	60	63	57
40	二本松市	若宮二丁目	11	須賀川二本松線	2	県	1.9	3種	c	75	70	C	70	65	64	56
41		金色	11	二本松安達線	2	県	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	61	52
42		表一丁目	11	安達太良山線	2	県	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	63	53
43	本宮市	本宮	12	本宮熱海線	2	県	1.3	2種	b	75	70	B	70	65	64	56
44	会津美里町	字外川原甲	11	町道2008号線	2	町	―	2種	a	70	65	-	−	−	64	66
45		字宮里	11	国道401号	2	国	―	4種	c	75	70	-	−	−	61	62
46	西郷村	字石塚北	11	国道４号線	4	国	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	65	63
47	石川町	一般国道118号線	12	一般国道118号線	2	国	6.0	1種	a	70	65	A	70	65	67	62
48		南湖	12	町道101号線	1	町	1.1	2種	b	75	70	B	70	65	60	49
49		中田	12	県道いわき石川線	2	主	3.1	3種	c	75	70	C	70	65	66	62
50	富岡町	大字本岡字本町	10	県道112号線富岡・大越線	2	県	―	2種	b	75	70	-	−	−	60	55
51		本岡王塚地内	10	町道　大原・原線	2	町	―	2種	b	75	70	-	−	−	58	55

（注）・測定結果で、網掛けは要請限度超過を、***太字斜体***は環境基準非達成を表します。

・道路種別　　国：国道　　主：主要地方道　　県：県道　　市、町：市町村道を表します。

・昼間とは午前６時～午後１０時、夜間とは午後１０時～翌日の午前６時を指します。

・環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

（福島県では、いわき市を除いて環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。）

・一般国道6号バイパス開通に伴う権限移譲により、平成30年4月からいわき市内の一般国道6号一部区間の路線名が変更されましたが、当面の間、該当する区間は一般国道6号として扱います。なお、その際は「旧一般国道6号」と表記します。

参　考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができることとなっています。

表　自動車騒音の限度　（単位：デシベル）

	時間の区分 ＼ 区域の区分	昼　間 午前６時～午後10時	夜　間 午後10時～翌日の午前６時
1	ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	６５	５５
2	ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０	６５
3	ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５	７０

（注）１　車線とは、１縦列の自動車（２輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

２　区域は騒音規制法第３条に基づき指定された地域とします。

３　「ａ区域」：用途地域のうち第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域

「ｂ区域」：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域

「ｃ区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

４　幹線交通を担う道路に近接する区域（２車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、２車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとなっています。

５　幹線交通を担う道路とは、道路法第３条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第２条第８項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１号に規定する自動車専用道路をいいます。